

# 建設

## コンサルタント業務

### 一賃金の変動に基づく業務費の変更をはじめます

今般の急激な物価や賃金の高騰により、設計技術者単価※<sup>1</sup>が各年度で大きく上昇していることを踏まえ、賃金の変動に基づく業務費の変更について、一部の業務※<sup>2</sup>で工事請負契約書におけるスライド条項(第25条第6項)に準じた試行実施をいたします。

※<sup>1</sup> 国土交通省が公表する設計業務委託等技術者単価の変動に基づき、スライド額の算出を行います。

※<sup>2</sup> 対象とする業務は、原則下記①②のとおりです。事業の性質により、適用しない場合があります。

- ① 新規建設に係る建築設計、土木設計、建築工事監理、土木工事監理、測量、土質調査、補償、調査業務
- ② R7年7月以降に発注する①の業務のうち、当初契約時の履行期間が2年を超えるもの

### スライド協議の流れ



- ・基準日以降の残業務に係る変動額を対象とします。
- ・変動額のうち、受注者負担を1%とします。

